

京都府新・子育て支援計画（仮称）骨子（案）

I 計画の策定にあたって

1 計画改定の趣旨

- ・これまで、「京都府子育て支援新計画」（子ども・子育て支援法）及び「京都府少子化対策基本計画」（京都府少子化対策条例）に基づき、子育て支援や少子化対策の充実に努めてきたところであるが、今年度末で計画期間が期限を迎えることから、両計画を一本化して改定
- ・現在、行政、府民、地域、企業等が取り組むべき「子育て環境日本一」に向けた方向性を示すべく、「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「推進戦略」という。）を策定しているところであり、両計画の改定に当たっては、推進戦略の方向性を踏まえ、今後5年間に取り組む具体的な施策の明確化を図る。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、市町村が改定する子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込む。

2 計画の期間

令和2年4月から令和7年3月までの5年間

II 現状と課題

- ・全国及び京都府の人口の推移
- ・データからみる京都府の少子化や子育ての現状
- ・京都府の少子化や子育ての課題

III 計画の基本理念と基本的視点

1 計画の基本理念

出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る切れ目なく総合的な支援を行うことにより、次代を支える若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができ
る環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会の実現

2 計画の基本的視点

- ・次世代を支える子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援
- ・出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る切れ目のない総合的な支援を社会全体の取組として推進
- ・子どもの権利の尊重、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進
- ・京都府就業支援・人材確保計画や京都府住生活基本計画など、子育て支援や少子化対策に関連する他分野の計画等との連携

IV 重点施策

- (1) 子育てに対する意識や行動変容の促進
- (2) 出会い・結婚の環境づくり
- (3) 妊娠・出産の環境づくり
- (4) 子育ての環境づくり
- (5) 保育・教育の環境づくり
- (6) 子どもが健やかに育つ社会環境づくり
- (7) 社会的養護が必要な子どもへの支援

(1) 子育てに対する意識や行動変容の促進

◆子育てにやさしい風土づくりの推進

- オール京都で意識・行動変容を図るための取組を推進する仕組みの構築
- 各地域が自発的に考え、行動する意識の高揚

◆妊娠・出産・子育てにやさしい企業・経営者の意識の変容

- 子育てにやさしい「職場づくり行動」運動の府内全域への展開
- 子連れ出勤などワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を応援する職場環境の整備
- 男性の育児促進策の積極的展開

◆若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革

- 人生設計を早期に考える機会の創出
- 学校と地域・NPO等が連携し、児童生徒が日常的に乳幼児とふれ合う機会の充実
- 思春期の保健対策の推進
- マンガやアプリ等を活用し、若者に対するライフデザインの重要性を啓発

◆地域における「子育て」気運の醸成

- 家族や地域の絆の重要性等について啓発の推進
- 家庭や地域社会における気運の更なる醸成

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・府民一人ひとりの意識や行動を変え、新たな風土を築くために必要な施策

(2) 出会い・結婚の環境づくり

◆結婚・生活支援体制の構築

○きょうと婚活応援センターの機能強化

◆結婚しやすい環境づくり

○結婚を支援する個人や団体のネットワーク化の推進

○婚活マスターの登録や婚活支援団体への活動支援による身近な相談体制の構築

○団体や企業等の婚活支援活動に対する支援の充実

◆若者の結婚や子育てに対する意識・行動変革（再掲）

○人生設計を早期に考える機会の創出

○学校と地域・NPO等が連携し、児童生徒が日常的に乳幼児とふれ合う機会の充実

○思春期の保健対策の推進

○マンガやアプリ等を活用した、若者に対するライフデザインの重要性を啓発

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・若い世代が人との関わりの大切さを意識し、積極的な出会いや人間関係づくりへと行動を起こす施策
- ・若い世代が子育てや結婚を前向きに捉えることができる効果的な情報発信の方法

(3) 妊娠・出産の環境づくり

◆妊娠から子育てまでの包括支援

○きょうと子育てピアサポートセンターを核とした市町村子育て世代包括支援センター連携機能の強化

○虐待未然防止を見据えた産前及び産後における母子の支援体制の充実

◆母子保健医療提供体制の充実等

○相談体制や啓発を含めた、妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実

○安心して出産ができる周産期医療提供体制やネットワークの充実

○小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化

○在宅療養児を支える地域支援体制の充実・強化

○母子の健診等の充実・強化

◆不妊及び不育治療に対する支援

○全国トップクラスの不妊治療等の支援の充実

○身体的・精神的な相談から仕事との両立支援まで一元的な相談体制の充実

◆妊娠及び出産の支援

○若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援

○妊娠及び出産の支援に係る情報提供の一元化

(特に検討が必要と考えられる対策)

・不妊治療を受けられる方の立場を踏まえた、取り組むべき方策

(4) 子育ての環境づくり

◆子育てを支援する「場」の拡充・充実

- 多様なニーズに対応できるよう、地域子育て支援拠点の多機能化等による支援体制を強化
- 保育所・幼稚園等を地域の支援拠点とした、未就園児家庭の相談支援や預かり保育等の拡充
- 親子の育ちを進める異世代交流や、文化・スポーツ・自然体験等を通じた学びの場の充実
- 市町村、NPO、地域住民等関係者が幅広く関わり、地域の実情に応じた多様な形態での支援を展開

◆地域の子育て力の強化

○子育て経験者や高齢者が、地域で子育て家庭を支援できる仕組みの充実

- 子どもの育ちを支援する団体の活動促進や、支援に関わるNPO・高齢者・大学生等の人材育成・確保、ネットワークづくりの推進
- 学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子育て支援体制の充実とそれに伴う地域の活性化のための取組の推進
- 命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進

◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる雇用環境の創出

就業支援・人材確保計画 (H30～R2)

- 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 子連れ出勤などワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を応援する職場環境の整備(再掲)
- 若者の就職支援や定着支援の施策を実施
- 結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援
- 「京都府就業支援・人材確保計画」と連携

◆結婚から子育て、子どもの成長に適した暮らし方ができる住宅づくりの推進

住生活基本計画 (H28～R7)

- 子育てに優しい良質な住宅の確保や、子育て等をサポートする暮らし方ができる「コレクティブハウス」等多様な居住環境の整備の促進
- ユニバーサルデザイン化の推進等、外出先を含めた子育て家庭にとって良好な居住環境の確保支援
- 結婚から子育てまで各段階に応じた住宅環境の整備

○結婚・子育て世帯等の住宅取得等に係る経済的負担の軽減

○「府住生活基本計画」と連携

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・ 地域の子育て力を強化するため、多様な人材が子育てに関わる仕組みの構築
- ・ 保育サービスを受けていない子ども・子育て家庭に対する支援策

(5) 保育・教育の環境づくり

◆保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実

- 地域のニーズに対応した受け皿確保のため、市町村と連携した計画的な施設整備等の推進
- 多様な保育ニーズに対応できる環境の整備促進
- 全ての子育て世帯を対象とした多種多様な子育て支援サービスの充実

◆保育人材等の確保・質の向上

- 保育ニーズに対応した保育士・幼稚園教諭等の人材確保や保育の質向上に向けた取組の拡充

◆幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため、市町村等との連携体制の推進
- 保育の質を確保するため、企業主導型保育含む認可外保育施設等への指導・監査の強化

◆総合的な放課後児童対策の充実・拡充

- 「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた、市町村における受け皿整備に対する支援
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の連携促進や、福祉部局と教育委員会との連携強化による取組の推進
- 放課後児童支援員等の育成・確保と更なる資質の向上
- 発達障害等特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

◆幼児教育の推進体制の拡充

- 幼児教育・保育の質の向上のため、幼児教育に関わる人材の育成・確保や市町村や施設を支援する体制の整備促進

◆子育て世帯等の経済的支援

- 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援充実

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・ 保育士・幼稚園教諭等の人材確保や保育の質向上に向けた取組の推進

(6) 子どもが健やかに育つ社会環境づくり

◆こころとからだの健やかな成長促進

- 少人数教育の実施等、こころの健やかな成長のための環境の整備
- 子どもの効果的な体力向上の取組推進等による健やかなからだづくり

◆子どもの安心・安全の確保

○登下校防犯プラン及び未就学児等の交通安全緊急対策に関する施策

- 自転車の安全利用の促進
- 子どもの命を守るセーフティネットの充実や身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開
- 「府交通安全計画」と連携

府交通安全計画（H28～R2）

◆障害のある子どもへの支援の充実

- 発達障害の早期発見・早期療養のための支援策の充実や体制整備
- 医療的ケア児等配慮が必要な子どもへの支援
- 障害児入所施設に係る小規模グループケアの推進、地域での支援の提供等
- 福祉・保育・教育などの関係機関が一体となり乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の充実
- 「府障害者基本計画」「府障害福祉計画・府障害児福祉計画」と連携

府障害者基本計画（H27～R1）
府障害福祉計画・府障害児福祉計画（H30～R2）

◆ひとり親家庭等への支援の充実

- 地域と学校が連携し、貧困など家庭環境が厳しい子どもに対する支援を拡充
- ひとり親家庭の貧困の連鎖を防止する一体的な生活支援や学習支援の実施
- 生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの居場所づくりの実施
- 母子家庭等の親に対する経済的自立のための就労支援の推進
- 「府子どもの貧困対策推進計画」と連携

子どもの貧困対策推進計画（H27～R1）

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・医療的ケア児や発達障害児など、配慮が必要な子どもへの支援

(7) 社会的養護が必要な子どもへの支援

「府子育て支援審議会社会的養護部会」の議論を踏まえて作成